



審 査 事 件 票

平成22年1月分  
東京地裁管内  
東京第五検察審査会  
追番号(2)

関連事件		受理事項		手続事項		議決事項	
平 21 年 12 号 ( 1 )	平 年 号 ( )	平 年 号 ( )	平 年 号 ( )	1 受理 平成 21 年 10 月 26 日	2 第1回審査会議期日 平成 22 年 1 月 12 日	3 議決 平成 22 年 1 月 26 日	起訴相当
平 年 号 ( )	平 年 号 ( )	平 年 号 ( )	平 年 号 ( )	審査期間 1~3 年 3 月 1 日間	(準備) 1~2 年 2 月 17 日間	(実質審査) 2~3 年 月 15 日間	不起訴不当
(1) 被疑者	氏名	性別等	男・1 女・2 法人 3	(6) 審査期間	審査会による 実地見分	審査会議 2 回 ( )	起訴猶予
(2) 事件名	自動車運転過失致死 ・道路交通法違反 被疑事件 (自動車運転過失致死)			審査期間	審査会による 実地見分	実地見分 回 ( )	法令上刑を免除すべき場合
(3) 受理区分	申立て	職権	1 2	(7) 審査期間	小委員会による 実地見分	記録調査等(在庁) 回 ( )	起訴
	端緒	申立権なき者の申立て	a	審査回数	小委員会による 実地見分	実地見分 回 ( )	訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪となることが明確である
	投書	マスコミの報道	b	証人等の延べ人員	回数計	2 回	訴訟条件を欠く
	移送	その他	d	公務所等照会回数			申立ての取下げがあった
(4) 原不起訴処分	起訴猶予	嫌疑不十分	1 2	証人召喚請求回数			審査申立人が死亡し、又は審査申立てをした法人が存続しなくなった
	嫌疑なし	罪とならず	3 4	不起訴記録の取寄せ	請求 平成 21 年 10 月 27 日		当該事件について公訴の提起又は刑罰法266条2号による付審判の決定があった
	その他		5	審査補助員延べ出頭数	受理 平成 22 年 1 月 4 日		職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不存在 (ロ) 法30条ただし書該当 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし
(5) 申立人	氏名	性別等	男・1 女・2 法人 3	備考			申立てが書面によらないでされた(法31条、施行令18条)
	告訴人	告発人	1 2				申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない(法31条、施行令18条)
	請求をした者	被害者	3 4				申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない
	遺族	申立権なき者	5 6				管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった(法30条、施行令21条)
	弁護士による申立代理の有無						同一事件について2箇の管轄検察審査会に審査の申立てがあった(施行令20条2項)

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

(最刑一)